

開示請求の内容 (異議申立てに係るもの)	実施機関の 決定内容	実施機関の不 存在決定理由	番 号	異議申立人の説明	実施機関の説明	実施機関の説明に対する異議申立人の意見
1 建設大臣が所管していた国有財産のうち里道及び用水路等の法定外公共物の財産的管理を委任された根拠となった文書。	開示決定		1	県土整備部長古賀俊行が開示した文書のうち、建設省所管国有財産取扱規則(昭和30年4月30日建設省訓令第1号)は、昭和56年4月1日改正のものであるから、請求文書とは到底いえない。	開示請求書では対象公文書の時点まで特定されているとは判断できなかったため、昭和56年4月1日改正の文書を開示した。なお、開示文書以前(改正前)の建設省所管国有財産取扱規則(昭和30年4月30日建設省訓令第1号)は、保有していない。	「財産管理を委任された根拠となった文書」は、「昭和30年4月30日建設省訓令第1号」で特定されるが、鳥取県知事が開示文書以前のもものは保有していないというのであればそうかも知れない。しかし、国から事務の委任を受けた都道府県、たとえば、大阪府では、その事務の根拠に変化があっても、過去の事務の根拠として保存している。
			2	しかも、開示したのは2ページだけであり、到底全部とはいえない。	開示請求で特定された文書については、開示した文書(ページ)で足りると判断した。なお、同時に開示した国有財産法等についても該当部分を特定して開示している。	「開示した文書(ページ)で足りると判断」するのは、開示請求者であって県土整備部長ではない。なお、「同時に開示した国有財産法等についても該当部分を特定して開示している」ことは、開示請求者の理解を容易にするものではあるが、鳥取県情報公開条例上の開示対象文書ではない。
			3	したがって、請求は未だ処分されていないことになる。	(全部)開示決定処分している。	したがって、少なくとも、異議申立2についてはすべてを開示していないのであるから、すべてを開示することを開示処分というのであれば、「請求は未だ処分されていないことになる」。
2① 年度ごとに鳥取県が上記の財産的管理のために支出した金額を表す文書(これも、1年について最低1枚ということになります)。	開示決定		4	県土整備部長古賀俊行が開示した文書は、平成9年度以降のものであるから、それ以前のもは未だ処分されていないことになる。	平成8年度以前の請求対象文書は保有していない。このため、保有している請求対象文書を(全部)開示決定したものであり、既に処分されている。	保有していないのであれば開示出来ないのは当然であるが、平成8年度以前が存在せず、それ以降が存在する根拠が明らかにされない限り、これが罷り通るのであれば、情報公開制度は根底から崩れる。
3 前前項1の委任された事務を鳥取市に再委任するまでの間に成立した境界の確定協議に係わる図書のうち、鳥取市に引渡していないものについて、 a 図書の不存在が記録された文書等。 b 不存在について探索した結果を表す文書等。 c 探索しても存在しなかった文書についての対処を表す文書等。 ただし、a、b及びcに該当するものが1つの文書で表されている場合、何れか1つの項目で開示して頂いて構いません。	不存在決定	作成していないため。	5	境界の確定協議に係わる図書が存在しないことが判明すれば、これを管理する部署(現在で言えば鳥取県東部総合事務所)、関連部署(現在で言えば県土整備部)、鳥取県知事が何らかの指示、行動を起こすのが普通と考えられるから、存在しないと到底考えられない。 ①:最初に鳥取市に引き渡すまで。	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:境界確定協議に関わる図書は、すべて管理しているものと認識していた。)	文書保有者である東部総合事務所長、県土整備局長及び鳥取県知事が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」からといって、管掌する組織が対象となる文書を作成していなかったとは必ずしもいえない。最初に鳥取市に引き渡したものが成立したすべての境界確定協議に係るものでないということは、最初に鳥取市に引き渡すときには明らかになっている分であるから、少なくとも、東部総合事務所ではこれについて何らかの文書が作成されていたと考えるのが合理的である。
	6		同上	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		
	7		同上	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		
	8		” ②:①から平成20年3月19日まで。	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:鳥取市に引き渡していない境界確定協議に関わる図書は、すべて管理しているものと認識していた。)		
不存在決定		9	同上	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)	文書保有者である東部総合事務所長、県土整備局長及び鳥取県知事が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」からといって、管掌する組織が対象となる文書を作成していなかったとは必ずしもいえない。平成23年8月17日付けで東部総合事務所長岡村俊作、県土整備局長古賀俊行及び鳥取県未来づくり推進局長野川聡が開示した文書は、東部総合事務所、県土整備局及び総務部の職員が関わったものであるが、この中には境界確定協議に関わる図書の存在しないことが記されているのである。また、この開示された文書の中には当時の県土整備局長岡本正文や東部総合事務所長塚田勝の決裁を受けているものであるから、これらの者が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」とは到底いえない。そうすると、それらの部署においては、これについての何らかの文書が作成されていたと考えるのが合理的であるし、開示された文書そのものが、「図書の不存在が記録された文書等」に該当することになる。	
10	同上	請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由:境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)				

開示請求の内容	実施機関の決定内容	実施機関の不在決定理由	番号	異議申立人の説明	実施機関の説明	実施機関の説明に対する異議申立人の意見	
	不存在決定		11	③：②から平成23年3月31日まで。	東部所長 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：鳥取市に引き渡していない境界確定協議に関わる図書は、すべて管理しているものと認識していた。)	文書保有者である東部総合事務所長、県土整備局長及び鳥取県知事が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」からといって、管掌する組織が対象となる文書を作成していなかったとは必ずしもいえない。平成23年8月17日付けで東部総合事務所長岡村俊作、県土整備局長古賀俊行及び鳥取県未来づくり推進局長野川聡が開示した文書は、東部総合事務所、県土整備局及び総務部の職員が関わったものであるが、この中には境界確定協議に関わる図書の存在しないことが記されているのである。また、この開示された文書の中には当時の県土整備局長山田和成や東部総合事務所長瀧山親則の決裁を受けているものであるから、これらの者が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」とは到底いえない。特に、東部総合事務所長瀧山親則は、平成23年3月31日付け「県民の声について(回答)」(第201000212061号)の第4項から言って「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」とは到底いえない。そうすると、これらの部署においては、これについての何らかの文書が作成されていると考えのが合理的であるし、開示された文書そのものが、「図書の不存在が記録された文書等」という請求文書に該当することになる。	
			12		県土部長 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		
			13		知事 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		
	不存在決定		14	④：③から本件請求時まで。	東部所長 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：鳥取市に引き渡していない境界確定協議に関わる図書は、すべて管理しているものと認識していた。)		文書保有者である東部総合事務所長、県土整備局長及び鳥取県知事が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」からといって、管掌する組織が対象となる文書を作成していなかったとは必ずしもいえない。平成23年8月17日付けで東部総合事務所長岡村俊作が開示した文書では、鳥取市に引き渡していないものについて「現在も整理中であり、整理が整い次第引継ぎをおこなう予定です」としており、東部総合事務所長岡村俊作が決裁をしているのである。また、平成23年9月13日付けで送付を受けた公文書不存在決定通知書(第201100091210号)の作成者は鳥取県知事である。さらに、この決定等への異議申立てに対する鳥取県知事の貴職への諮問において、鳥取県知事が貴職へ提出した「●●●●氏からの異議申立てに係る理由説明」書の作成者も鳥取県知事であるから、これらの者が「境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた」とは到底いえない。そうすると、これらの部署においては、これについての何らかの文書が作成されていたと考えるのが合理的であるし、開示された文書そのものが、「図書の不存在が記録された文書等」という請求文書に該当することになる。
			15		県土部長 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		
			16		知事 請求対象文書は、作成していないため保有していない。(理由：境界確定協議に関わる図書は、東部総合事務所が管理しているものと認識していた。)		

注1 番号は、異議申立書に記載された異議申立番号

2 表中の東部所長は東部総合事務所長を、県土部長は県土整備部長をいう。